

# 公立大学法人秋田公立美術大学職員の定年の特例に関する規程

平成25年4月1日

規程第41号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人秋田公立美術大学職員就業規則（平成25年公立大学法人秋田公立美術大学規程第46号。以下「就業規則」という。）第19条第2項の規定に基づき、職員の定年の特例について必要な事項を定めるものとする。

(定年の特例)

第2条 この規程の施行の日に在職する教員で、同日から起算して4年以内に就業規則第19条第1項に規定する定年の年齢に達する者の定年は、同項の規定にかかわらず、学年進行完成年度（本学の開設後、最初に学年進行が終了する年度をいう。）の末日におけるその者の年齢を定年とすることができる。

2 秋田公立美術大学学則（平成25年規程第1号）第3条の2に規定する大学院の設置に伴って採用する教員は、大学院の学年進行年度末日におけるその者の年齢を定年とすることができる。

3 教員以外の管理監督職である職員（公立大学法人秋田公立美術大学職員給与規程第15条第1項に規定する管理職手当を支給される職員）として採用された職員が就業規則第18条第2号の規定により退職すべきこととなる場合において、次に掲げる事由があると認めるときは同号の規定にかかわらず、当該職員に係る定年退職日の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を定め、当該職員を当該定年退職日において従事している職務に従事させるため、引き続き勤務させることができる。

(1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の退職により生ずる欠員を容易に補充することができず学内運営に著しい支障が生ずること。

(2) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる

特別な事情があるため、当該職員の退職により学内運営に著しい支障が生ずること。

- 4 前項の期限が到来する場合において、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、この期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該職員に係る定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。

(令和6規程19・追加)

(その他)

第3条 この規程の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年4月1日規程第13号)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年12月19日規程第19号)

(施行期日)

- 1 この規程は、令和6年12月19日から施行する。

(適用範囲)

- 2 この規程による改正後の公立大学法人秋田公立美術大学職員の定年の特例に関する規程第2条第3項および同条第4項の規定は、この規程の施行の日以後在職する職員に適用する。